

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年1月31日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク（公の施設の指定管理者）
- 2 所管部課 子ども未来部 子育て支援課
- 3 対象期間等 令和6年4月1日から令和6年10月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 4 指定管理  
ア 施設名 徳島市親子ふれあいプラザ  
イ 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
ウ 指定管理料 令和6年度 18,738,000円

#### 第2 監査の実施期間

令和6年11月18日から令和7年1月27日まで

#### 第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークの公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、所管部課では、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。

○所管部課（子ども未来部 子育て支援課）

1 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

- ・徳島市親子ふれあいプラザの管理運営に関する年度協定の締結

部長決裁としており、決裁権者は適正であったが、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づいて会計管理者と協議すべきところ、協議が行われていなかった。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。